

# 岐阜県公報

第二千五百三十六号  
平成二十六年四月十一日

(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 道路の区域変更 (道路維持課) 二二三三<sup>ハ</sup>
- 道路の供用開始 (同) 二二三三
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 二二三四
- 保安林の指定予定 (下呂農林事務所) 二二三四

### 公 示

- 基本測量の終了 (用地課) 二二三五
- 公共測量の実施 (同) 二二三五
- 公共測量の終了 (同) 二二三五
- 可児都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 二二三六
- 土地改良区役員の就任 (西濃農林事務所) 二二三六
- 土地改良区役員の退任及び就任 (同) 二二三六
- 土地改良区の定款の変更認可 (同) 二二三七
- 岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則中訂正 (出納管理課) 二二三七
- 土地改良区役員の退任及び就任中訂正 (岐阜農林事務所) 二二三七

岐阜県告示第三百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年四月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

道路の種類	路線名	区 間	区域敷地の幅員		延長	備考
			前	後		
県道	多治見線	土岐市下石町字西山三〇四番一〇〇地先から同市同町字同三〇四番一三〇地先まで	10.0m	10.0m	170m	

岐阜県知事 古 田 肇

平成二十六年四月十一日

## 告 示

岐阜県告示第三百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年四月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備 考 (区域 又は 決定 又は 変更 の 告示 年月 日 ほか)
美岐 濃阜線						
		美濃市大字極楽寺字南出一九 一番一地从先から				
		同 市大字同 字垣内二六 七番一地从先まで		一四六〇	平成 二六・四・二	平成 二〇・三・二六

岐阜県告示第三百五十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三  
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項  
の規定により告示する。

平成二十六年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区 域 名	区 域
	次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から二十二号までを順次 結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域 (次の図に示すとおりとする。)
	加茂郡八百津町八百津 字月ノ木 三四八番 一号 字影平 二八九番 二号 二八八番一 三号 二七六番 四号 二七四番一 五号

杉 沢

字渡合	二七三番一 六号、七号及び八号 二七〇番 九号
字難ケ洞	二六八番四 十号 二六八番五 十一号 二六八番五 十二号 二六二番一 十三号 二六一番四 十四号 二五八番九 十五号 二五六番一 十六号 四三五番一 十七号 四二七番二 十八号 四二四番三 十九号 四〇五番一 二十号 二八一番一 二十一号 三五四番一 二十二号
字影平	
字月ノ木	

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県可茂土木事務  
所及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次  
の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示  
する。

平成二十六年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
  - 下呂市少ヶ野字アゲガラ一五八八の二四九、一五八八の二五〇、一五八八の二五四、  
一五八八の一五五、一五八八の一五七
- 二 指定の目的
  - 落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。

公 示

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県下呂農林事務所及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

三 作業期間

平成二十五年六月三日から

同 二十六年三月十四日まで

四 作業地域

下呂市

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、

同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（公共基準点整備）

三 作業期間

平成二十六年四月一日から

同 年同月三十日まで

四 作業地域

可児市虹ヶ丘

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（道路台帳補正）

三 作業期間

平成二十五年十月十六日から

同 二十六年三月二十五日まで

四 作業地域

可児市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により本県市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

本県市

二 作業種類

公共測量（道路台帳更新）

三 作業期間

平成二十五年五月二十七日から

同 二十六年三月二十日まで

四 作業地域

本県市

可児都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

可児都市計画地区計画 可児工業団地姫ヶ丘一・二丁目地区計画

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び可児市建設部都市計画課

土地改良区役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

就任した役員

土地改良区名	就任年月日	役名	氏名	住 所
牧田川用水地区	平成二六・三・一六	理事	木村 正 則	養老郡養老町橋爪 一三三番地一

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十六年四月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
南濃北部土地改良区	平成二六・三・三	理事	野 津 重 一	海津市南濃町志津 六六一番地一四
同	同	同	野 崎 勝 己	同 一六八六番地一
同	同	同	藤 田 敏 幸	海津市南濃町津屋 二二八五番地二
同	同	同	安 藤 勝 幸	海津市南濃町志津 七三四番地

就任した役員	土地改良区	役名	氏名	住 所
同	南濃北部	理事	野津重一	海津市南濃町志津 六六一番地一四
同	南濃北部	同	野崎勝己	同 一六八六番地一
同	南濃北部	同	大橋正美	海津市南濃町徳田 二七二番地二
同	南濃北部	同	川瀬保	海津市南濃町志津 一七一六番地
同	南濃北部	同	伊藤高	同 五二九番地一五
同	南濃北部	同	傍嶋一紀	同 八二八番地
同	南濃北部	同	野崎武典	同 一〇五九番地二
同	南濃北部	同	高木正司	同 一七五一番地
同	南濃北部	同	三輪喜通	海津市南濃町津屋 二七三五番地一
同	南濃北部	同	佐藤清治	同 二五七七番地
同	南濃北部	同	寺倉剛	同 一八五四番地
同	南濃北部	同	堀田哲雄	海津市南濃町津屋 一九八七番地三
同	南濃北部	同	寺倉剛	同 一八五四番地
同	南濃北部	同	堀田紀史雄	同 二三九〇番地
同	南濃北部	同	星野光治	同 二〇二二番地
同	南濃北部	同	濱口正弘	海津市南濃町庭田 四〇八番地
同	南濃北部	同	大橋正美	海津市南濃町徳田 二七二番地二
監事	南濃北部	同	川瀬元禧	海津市南濃町志津 一六四二番地二
同	南濃北部	同	野津武司	同 一〇六七番地三
同	南濃北部	同	三輪喜通	海津市南濃町津屋 二七三五番地一

土地改良法の昭和二十四年法律第九十五号（第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。  
 平成二十六年四月十一日  
 岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	認可年月日
旧六ヶ村排水土地改良区	平成二六・四・三

正 誤  
 (原稿誤り)  
 平成二十五年四月一日号外(註) 岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則(岐阜県規則第七十三号)三頁下段前から五行目中「削る」は、「削り、同表出納事務局出納管理課の項中「出納審査監」の下に「地域出納審査監」を加える」の誤り。

正 誤  
 (原稿誤り)  
 平成二十六年三月十四日号外(四) 土地改良区役員の退任及び就任三頁上段前から五行目中「驚見明夫」は、「驚見秋夫」の誤り。  
 (原稿誤り)  
 平成二十六年三月十四日号外(四) 土地改良区役員の退任及び就任九頁上段前から五行

目中「同 二二八〇番地」は「羽島市堀津町 二二八〇番地」の、同段前から十行目中「羽島市下中町加賀野井一〇四六番地」は「同 下中町加賀野井一〇四六番地」の誤り。

(原稿誤り)

平成二十六年三月十四日号外(四) 土地改良区役員の退任及び就任一五頁上段前から八行目中「同 小島基司」は「監事 小島基司」の、同段前から九行目中「同 大熊重明」は「理事 大熊重明」の、同頁下段前から五行目中「同 高橋幸雄」は「監事 高橋幸雄」の、同段前から六行目中「同 加藤紘一」は「理事 加藤紘一」の誤り。

平成二十六年四月十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社